

添付法令資料 5 :

ベトナム水産法 (目次)

17.11.21 可決 法律第 18/2017/QH14 号 / 19.01.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 10 条)
- 第 2 章 水産資源の保護及び発展 (第 11 条ないし第 22 条)
- 第 3 章 水産養殖
 - 第 1 目 水産品種 (第 23 条ないし第 30 条)
 - 第 2 目 水産飼料及び水産養殖環境の処理製品 (第 31 条ないし第 37 条)
 - 第 3 目 水産養殖 (第 38 条ないし第 42 条)
 - 第 4 目 水産養殖のための土地及び海洋区域の割当、賃貸及び収用 (第 43 条ないし第 47 条)
- 第 4 章 水産開拓
 - 第 1 目 ベトナム内陸及び領海における水産開拓 (第 48 条ないし第 52 条)
 - 第 2 目 ベトナム領海外の水産開拓 (第 53 条及び第 54 条)
 - 第 3 目 ベトナム領海における外国船の水産活動 (第 55 条ないし第 59 条)
 - 第 4 目 不適法な水産開拓 (第 60 条及び第 61 条)
- 第 5 章 漁船及び水産公務船の管理並びに漁港及び漁船のための暴風雨避難暫定停泊区
 - 第 1 目 漁船及び水産公務船の管理 (第 62 条ないし第 76 条)
 - 第 2 目 漁港及び漁船のための暴風雨避難暫定停泊区 (第 77 条ないし第 86 条)
- 第 6 章 漁業資源監視局 (第 87 条ないし第 95 条)
- 第 7 章 水産及び水産製品の購入、販売、粗加工、加工、輸出及び輸入 (第 96 条ないし第 100 条)
- 第 8 章 水産に関する国家管理 (第 101 条ないし第 103 条)
- 第 9 章 施行条項 (第 104 条及び第 105 条)